機密性2

法務省民二第３０４号
平成２６年５月３０日

法　務　局　長　殿
地方法務局長　殿

法務省民事局民事第二課長
（　公　印　省　略　）

農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律に基づく計画に係る農地等の不動産登記の申請書類について（依命通知）

標記について，別紙甲号のとおり農林水産省農村振興局長から民事局長宛てに照会があり，別紙乙号のとおり回答がされましたので，貴管下登記官に周知方お取り計らい願います。

別紙甲号

２６農振第６５７号
平成２６年５月２９日

法務省民事局長　殿

農林水産省農村振興局長

農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律に基づく計画に係る農地等の不動産登記の申請書類について（照会）

今般、農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律（平成25年法律第81号）が平成26年５月１日に施行され、この中で、認定設備整備計画に係る農地法（昭和27年法律第229号）の特例として、同法第４条第１項又は第５条第１項の許可のみなし規定が置かれたところです。

これに伴い、農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律に基づく当該特例に係る農地等の登記の申請に必要な書類として、同法に基づき農地法第４条第１項又は第５条第１項の許可があったものとみなされたことを証する設備整備計画の認定に係る通知書の案を別紙１及び別紙２のとおり作成したので、当該書類が不動産登記令（平成16年政令第379号）第７条第１項第５号ハの情報に当たると解して差し支えないか照会します。差し支えないということであれば、当該通知書について貴管下法務局及び地方法務局に対し、周知方お取り計らい願います。

（別紙１）

番　　号
年　　月　　日

殿

市町村長　　印

設備整備計画に係る認定通知書

平成　　年　　月　　日付けで申請のあった設備整備計画については、農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律第７条第４項の規定に基づく農林水産大臣又は○○知事の同意を得た上で、同条第３項の規定に基づき、認定をします。

また、下記の者が本認定に係る設備整備計画に従って同法第７条第３項第２号に規定する再生可能エネルギー発電設備等（以下「再生可能エネルギー発電設備等」といいます。）の用に供することを目的として下記に係る農地を農地以外のものにする場合には、同法第９条第１項の規定により、農地法第４条第１項の許可があったものとみなされます。

記

１　農地を転用する者の住所等

氏名	住所

２　土地の所在等

土地の所在	地　番	地　目		面積（㎡）	備　考
		登記簿	現　況		

３　再生可能エネルギー発電設備等の種類

（別紙２）

番　　号
年　　月　　日

殿

市町村長　　印

設備整備計画に係る認定通知書

平成　　年　　月　　日付けで申請のあった設備整備計画については、農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律第７条第４項の規定に基づく農林水産大臣又は○○知事の同意を得た上で、同条第３項の規定に基づき、認定をします。

また、下記の者が本認定に係る設備整備計画に従って法第７条第３項第２号に規定する再生可能エネルギー発電設備等（以下「再生可能エネルギー発電設備等」といいます。）の用に供することを目的として下記に係る農用地を農用地以外のものにするためこれらの土地について所有権又は使用及び収益を目的とする権利を取得する場合には、同法第９条第２項の規定により、農地法第５条第１項の許可があったものとみなされます。

記

１　当事者の住所等

当事者の別	氏名	住所
譲　受　人		
譲　渡　人		

２　土地の所在等

土地の所在	地　番	地　目		面積（㎡）	権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容		備　考
		登記簿	現況		権利の種類	権利の設定・移転の別	

３　再生可能エネルギー発電設備等の種類

別紙乙号

機密性2

法務省民二第３０３号
平成２６年５月３０日

農林水産省農村振興局長　殿

法務省民事局長

農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律に基づく計画に係る農地等の不動産登記の申請書類について（回答）

本年５月２９日付け２６農振第６５７号をもって照会のありました標記の件については，貴見のとおり取り扱われて差し支えありません。

なお，この旨を法務局長及び地方法務局長に通知しましたので，申し添えます。